						政府参考人厚生労働省 高橋 年金局長	政府参考人厚生労働省谷内社会・援護局長	政府参考人厚生労働省 古田 医政局長			自 見 厚生労働大臣政務官	井 上 財務大臣政務官	加藤厚生労働大臣	白石洋一君(立国社)	発 言 表 (厚生労働委員会)
--	--	--	--	--	--	--------------------	---------------------	--------------------	--	--	---------------	-------------	----------	------------	-----------------

- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発定稿版で、一般への公開用ではありません。されるまでの間、審議の参考に供するための未◇ この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行
- 発言のまま掲載しています。言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますの

①公立・公的病院の再編検討先リスト(西条市周桑病院)

〇白石委員 立国社の白石洋一です。〇盛山委員長 次に、白石洋一君。

桑病院も入っているということで、びっくりしま の検討先リストというのを厚労省が九月 の検討先リストというのを厚労省が九月 の検討先リストというのを厚労省が九月 のが立めのですね。地方の貴

をつけていますけれども、左側の列が検討した地お手元の資料の二枚目のところで、ちょっと印

いうふうになっているわけです。
れが、印がついてしまって、診療実績が少ないとに丸がついている。Bだけじゃなくて、Aも相当ら再編統合の検討をすべきだということで、右側ら再編統合の検討をすべきだということで、右側

ます。
ます。
ここで質問なんですけれども、このカテゴリー
ここで質問なんですけれども、気の四十分以内というのが、二十分以内で行あって、そこに近接というのが、二十分以内で行めのピックアップの基準なんですけれども、類似

立たいますけれども、見直す必要性はあると考えままでしょうか。お願いします。 二十分以内で高速 世内のであったらまだしも、それ以外の領域というの のであったらまだしも、それ以外の領域というの は大体外来が中心だと思うんですね、がんだとか あるならば、この二十分以内で高速使用というの あるならば、この二十分以内で高速 とか脳卒中とか。こういったものは高速道 あるならば、この二十分以内で高速 とかがなというのは、領域で救急のも でしょうか。お願いします。二十分以内で高速

〇吉田政府参考人 お答えいたします。

目して分析を行わせていただきました。での通院機能ではなくて、急性期の入院機能に着医療構想が病床に関する議論であるために、外来の般の診療実績の分析に当たりましては、地域

:関に関する近接要件につきましては、今委員御また、分析における類似の診療実績がある医療

います。 距離を用いて二十分以内か否かという判断でござ指摘のように、高速道路も含めた自動車での移動

ところでございます。 医療における平均搬送時間等を参考にしたという高く、医療機関までの移動時間が重要となる救急。この二十分以内に関しましては、最も緊急度が

させていただいたものでございます。大ったワーキングにおける御意見も踏まえたとこだきました病院関係者、また医療研究者の方々もだきました病院関係者、また医療研究者の方々もがのフレームあるいは仕方について御意見をいたがのフレームあるいは仕方について御意見をいたがのフレームあるいは仕方について御意見をいたがのフレームあるいは仕方について御意見をいたがのフレームあるいは仕方についての辞述にを療機関にアクセスする際、これは、この分提に医療機関にアクセスする際、これは、この分提に医療機関にアクセスする際、これは、この分表は、外の他の領域におきましても、入院を前数急以外の他の領域におきましても、入院を前数急以外の他の領域におきましても、入院を前数急に対していたがある。

ところでございます。一定の合理性があるものというふうに考えているっての病床機能の分析をするに当たりましては、目的でございます地域医療構想を分析するに当た目のでございます地域医療構想を分析するに当たしたがって、救急以外の他の領域におきましてしたがって、救急以外の他の領域におきまして

していただきたい。 四十分かかります。そこのところをもう一度見直外来だったら、二十分じゃなくて、私の感じだと外来だったら、二十分じゃなくて、私の感じだと

地方では、患者さんはおられても医師がいないか問題の本質はベッドの数ではないと思うんですね。剰に多いところがあるという御指摘ですけれども、人ほどおっしゃった病床、つまり、ベッドが過

かしな政策になってしまいます。 次的な問題であって、そこにスポットを置くとお 本質的な問題なんです。ベッドが過剰なことは副 スが非常に多いんです。ですから、医師不足こそ い、だからベッドも使わな

を使って、そこにお住まいの人口の割に、二次医 でしょうか。 析をするように提案いたしますが、大臣、 いる領域だとしてあぶり出していく、そういう分 やって、その分野については医師が特に不足して 療圏域の中で診療実績の少ない領域を九領域別で ている。私の提案なんですけれども、このデータ っている。これは膨大なデータを使って分析され せっかく分析を二枚目のところでこうやって いかが

[委員長退席、冨岡委員長代理着 席

Þ

う一度、済みません。

げた地域医療構想ということで進めさせていただ〇加藤国務大臣 この分析自体は、先ほど申し上 ています。

いという指摘もあります。そして、今回のように、あるいは、もともと需要とニーズのバランスが悪 地 想を進めるに当たってよく議論をいただかなきゃ まざまな事態がありますので、 近くに診療実績の多い機関も存在をしている。さ 原因になりますけれども、ほかに、そもそもその ならないと思います。 域の急性期の医療需要が少なくなってきている、 もちろん、医師不足というのも診療実績 そこは地域医療構 の低

標というのを出させていただいておりますので、 今委員のあった医師偏在につい 改正医療法で新たに導入した医師偏在があった医師偏在については、昨年の通 ② 地方の引きこもり対策

> るという政策を軸にしていただきたいんです。も 非常に高いんです、そこを集中的に医師を派遣す 少ないところは、これは医師不足である可能性が それ以外の病院も含めて、診療実績が人口の割に に、その地域で、公立・公的病院にとどまらず、 いですか。なくなったら困るんです。なくなる前 ん進んだら再編統合してなくなってしまうじゃな ただきたいんですね。さもなくば、これはどんど O白石委員 医師偏在のところを中心にやってい 保に向けて対応していただければと思っています。 をベースに、 り医師の 確

ていく。まさにこの三つは一緒に進めていかなけり方をどうしていくかということを具体的に進めけでありますから、それに向けて地域の医療のあ域がもう既に地域医療構想をつくっておられるわ入院機能をどうするかということに関しては、地 思います。 れば進んでいかない、それは御指摘のとおりだと えて、これは地域の入院機能でありますけれども、々は進めようとしております。そして、それに加 んけれども、医師の働き方改革ということも今我 療科目間の医師の偏在、この是正もしていかなき〇加藤国務大臣 ですから、もちろん、地域や診 なりません。それから、今議論になっていませ

〔冨岡委員長代理退席、 委員長着席

歳までの広義の引きこもり状態にある方が五十四 〇白石委員 内閣 四十歳から六十四歳までの広義の引きこも 府の調査によりますと、 次に進みます。 引きこもり対策です。 十五歳から三十九

> られる。私のところにも相談が来る。 すね。それを考えたら、もう地方にもたくさんお 校の子供たちを入れたら相当な人数になるわけで でも百十五万人いて、さらに、十四歳未満の不登 状態にある者というの が六十一万人、ここだけ

うか。 厚労省としてどういう対策をされていますでしょ うかというところを確認したいんですけれども、 校も含めた引きこもり対策がなされているのかど 地方にちゃんと目が行き届くような不登

〇谷内政府参考人 お答えいたします。

り地域支援センターというものを設置しておりま すけれども、厚労省といたしましては、ひきこも 了したところでございます。 十年度に全ての都道府県と指定都市への設置を完 十一年度から整備を開始しておりまして、平成三 の支援に特化した相談窓口として、これを平成二 して、引きこもり状態にある方々やその御家族 いうふうにやっているのかということでございま 議員から、厚労省として引きこもり施策をどう

支援を行っているところでございます。 に精神保健福祉センター等の適切な機関につなぐ 就労、教育などの関係機関と連携を図って、 す。また、必要に応じまして、福祉、保健、 セスメントを行い、継続的に支援を行っておりま や御家族からの電話や来所による相談を受けてア このひきこもり地域支援センターでは、 御本人 早期

これは県庁 がやって 所在地と政令指定都市なんですね。 いますということなんですけれども、 ひきこもり地域支援センター いう 県

けで膨大なこれだけの人数に対応できるのかとい でいったら、愛媛でいったら一つですよ。

場合、あるいは近県の広島とか香川とか、そのひ きる、これが引きこもり対策だと思うんです。 きながら、ドアをノックしてドア越しでも話 もりされているところに行って、 来所ができないから困っているので、その引きこ 所されたら対応できますということですけれども、 容になっていますでしょうか。 きこもり地域支援センターというのはどういう陣 すけれども、イメージが湧きやすいので、 具体的に、では、そのおっしゃった陣容なんで 先ほどおっしゃったように、電話対応と 御家族の話を聞 愛媛の か、 がで

〇谷内政府参考人 お答えいたします。

ているというふうに承知しております。 りますけれども、そういった職員の方が配 五名、これは全て非常勤だというふうに聞いてお 相談に携わっているというふうに聞いております。 ますけれども、愛媛県のひきこもり地域支援セン 香川県では専任で三名の方、広島県では専任で十 ターにおきましては、今年度、合計四名の職員が また、香川県及び広島県の状況でございますが、 議員御指摘になられましたまず愛媛県でござい 置され

〇白石委員 三人から十五人、十五人も非常勤と と思うんですね。 ってしまうに違いないというところは見えている 話で話をする、来たら応対する、 これは本当に不足していると思いま それが県庁所在地のみであったら、 それにとどま

> ますでしょうか。 ですけれども、これからどういうふうに対応され きこもり対策というのが求められていると思うん 県庁所在地以外の地方に焦点を置いた引

ことであります。 自治体、 相談を受け付けている。これは、福祉事務所設置 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関でも ておりますけれども、市町村に設置しております摘のひきこもり地域支援センターが中心に対応し ○加藤国務大臣 引きこもり支援は、 九百五自治体に設置をされているとい 今委員御 . う 指

談窓口の場所や連絡先を明示したリーフレットの寄り添った支援を行うようお願いをし、また、相 ろでもあります。 ひな形を策定して、十月に自治体に送付したとこ

あります。 トリーチ機能を強化することにしているところで 新規配置等、必要な経費を盛り込んで、特にアウは、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の 業に入っておりますけれども、この要求において また、今、令和二年度の概算要求、予算編成作

たい。これは大事だと思ったので、 ーチ、これを特に強調して予算要求していただき 〇白石委員 大臣、 その最後のところのアウトリ 配付資料にも

労省さんで予算要求、 概算要求されている 項

> 非常勤じゃない、専従、フルタイムでそれ専属で やる。それが、先ほどの県庁所在地だけじゃなく のアウトリーチ機能の強化、これは、人を雇って、 んです。 を配置していく、これをぜひ進めていただきたい て、地方都市でこういうアウトリーチができる人 の中で、 私が丸を左側に入れました。自立

できるようにしていただきたいと思います。 将来を考えたら、本当に物理的に寄り添うことが っている。これは将来の貧困のもとにもなります。 若年層は教育を受けないでずっと引きこもりにな 次の質問に参ります。 本当にその人の人生がかかっていますし、

かというところが私の観点です。 活されている方、こういう方々をどうやって救う 基礎年金、 国民年金だけで本当にかつかつで 生

というふうに思うんですけれども、 あれば、基礎年金も非課税であるべきではないか 年金は非課税なんです。遺族年金が非課税なので の政務三役にお願いします。 一つ目の質問なんですけれども、税制上、 これは財務省 遺 族

③ 基礎年金を非課税にすべき ないと規定されております。これは、受給者の において、 活安定を確保するために設けられた規定でありま **〇井上大臣政務官** 御質問ありがとうございます。 遺族年金は、国民年金法及び厚生年金保険法等 租税その他の公課を課することができ

既に拠出の段階で社会保険料控除によって税制 支援を受けていることなどによって課税の対 対 しまして、 高齢基礎年金につい 7 は

象になっているということであります。 なっているということがあって、それで課税の 要は、 最初に非課税的な 対

に、公的年金等控除を設けて一定の配慮をさせて 計手段であることから、その負担を調整するため おり、経済稼得力が減退する局面にある方々の生 いただいております。 いますけれども、通常、今御指摘 高齢基礎年金については課税の対象になっては がありましたと

財源としてお支払いしますということですけれどい人に対して、今回消費税を上げたので、それを う理由で遺族年金の金額は入っていないんですね。 観点からも非課税にできるんじゃないか。どうし ところの老後の生活を支えるものですから、その と思いますけれども、 別途もらえているわけです。なぜかというと非課 額というのは除外されているわけです。だから、 年金等の収入金額の中に、非課税であるからとい 計額が八十七万九千三百円以下である。この公的 ることによって、例えば、次の質問なんですけれ 〇白石委員 ここを、 てこれを言うかというと、遺族年金が非課税であ 年金生活者支援給付金というのは、年金が少な 公的年金等の収入金額とその他の収入との合 その年金が少ないという中に、遺族年金の金 年金生活者支援給付金の対象者の条件とし 基礎年金も本当に最低限の 理由はいろいろつけられる

控除はなくてもいいですから、 非課税にすることによって、 提案なんですけ 控除はいいです、 いれども、 非課税にすること

> うのはやるべきじゃないかというふうに思い けれども、大臣、いかがでしょうか。 もらってもらうためにも、 に数千円の人が多いんです。それを五千円、給付金、保険料支払い期間の案分ですから、によって、これらの制度で救われる人、この よって、これらの制度で救われる人、この支援 保険料支払い期間の案分ですから、本当 基礎年金の非課税とい 月額 ます

というのがあります。ありますし、ほかの制度でも低年金者が救われる よって大きく低年金の人が救われるということも うために、 **〇白石委員** 支援給付金をちゃんともらってもら 切ではないんじゃないかというふうに思います。 で、やはり税法上の取扱いと差異を設けるのは適 をさせていただいているということでありますの たように、その仕組みをそのまま使って制度設 **〇加藤国務大臣** 今、財務省から答弁がありま 収入の中に基礎年金を入れないことに 計

う分野で保険料の計算が違ってくるようになりま基礎年金を非課税にすることによって、どうい すでしょうか。

〇自見大臣政務官 お答えいたします。

となる所得とされていないことから、国民健康保租公課が禁止されております。税法上の課税対象御質問の遺族年金は、年金法の規定により、公 の額が算定されることとなっております。 などの社会保険料は、被保険者の所得に応じてそ 得としては算入されておりません。 (料や介護保険料などの保険料算定に当たっても) 御案内のように、国民健康保険料や介護保険 料

〇白石委員 遺族年金との比較で、 遺族年金と同じよ 遺族年金を引

> 得としてカウントされないことによって大きく救 いるんです。それをぜひ検討していただきたい。 われるんです、低年金の方が。そこを私は言って は国民健康保険料の算定でも、 時間もないので、次に行きます。 かにも、例えば、介護保険料の算定とかある 基礎老齢年金が所

りまして、ですから、厚生年金というのは大体な いんですね。 んどです。 大体働くことが難しいから障害者ということであ 障害基礎年金なんですけれども、 基礎年金だけで生活される方がほと 障害者の方

④ せめて障がい年金は下げるな るというふうに私は思っているんです。一級であ 生活に必要な金額ではない程度の金額になって生活に必要な金額ではない程度の金額になって れども、一方、生活保護の生活扶助ではどれぐら いもらえるんでしょうか、月額。 ったら月額八万一千円、二級で六万五千円ですけ 基礎年金で生活していても、それ は最低 限 度 11 \mathcal{O}

ございます。 二百六十円、 〇高橋政府参考人 今御指摘いただきましたよう 障害基礎年金の年金額、一級で月額八万一千 障害年金二級で月額六万五千八円で

けれども、 当の場合、 四十歳の単身世帯の例で申し上げますと、 は居住地域によりまして基準が異なっております おきましては、当該世帯の年齢、 養と障害者加算の合計額、 一方、生活保護でございます。 月額八万二千七百六十円、 令和元年十月の基準額におきますと、 九万六千七百円、 障害基礎年金二級相 一級地一でございま 生活保護基準に 世帯構成ある 三級地二、 生活扶

○白石委員 先ほどお話があったように、一級で の上極でいったら地方でも八万円以上ですから、ですから、 の比較でいったら地方でも九万円以上、二級でい の比較でいったら地方でも九万円以上、二級でい の比較でいったら地方でも九万円以上、二級でい

です。それだけに頼って生活されている方もおられますけれども、それがまた今後下がっていく。れども、お手元の資料で、ケースVでいえば、二なくなってきているので私の方で申し上げますけなども、お手元の資料で、ケースVでいえば、二れども、お手元の資料で、ケースVでいえば、二れども、お手元の資料で、ケースでで、これは夫は世帯を想定していますから十一万四千円、お一人ベースでいったら五万七千円。今、六万五千円のものが、二〇四三年には五万七千円。今、六万五千円のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値のものが、二〇四三年には五万七千円、現在価値

ようか。
いというふうに思うんですけれども、いかがでしいというふうに思うんですけれども、障害基礎年金ですけれども、優先度合いとして、障害基礎年金ですけれども、優先度合いとして、障害基礎年金ですけれども、やはりマクロ経済スライドを基これを見たら、やはりマクロ経済スライドを基

この財政フレームによりまして長期的な給付と負間をかけて徐々に調整する仕組みでございまして、保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を時ますが、将来の世代の負担を過重にしないために、の高橋政府参考人 マクロ経済スライドでござい

の仕組みと考えてございます。担のバランスをとる、いわば世代間の分かち合

年金は稼得能力の喪失に対しまして所得保障をする。

象とする必要があると考えてございます。年金と同様にマクロ経済スライドによる調整の対ざいますので、制度の趣旨からいいまして、老齢の額は老齢基礎年金の水準であることが基本でごったりますると、障害年金

〇白石委員 年金財政の中ではそれは無理だとい

下田を支給するということをさせていただいていた 一年金を中心とする方に対してそれぞれ支払われる。 年金を中心とする方に対してそれぞれ支払われる。 年金を中心とする方に対してそれぞれ支払われる。 年金を中心とする方に対してそれぞれ支払われる。 それは、障害等級の方にもそれぞれ、一級の方には は月額六千二百五十円、障害等級二級の方には五 大臣、どう思われますか。 ではがかかっていく上で、年金とは別の財源でもって がかかっていく上で、年金とは別の財源でもって がかかっていく上で、年金とは別の財源でもって がかかっていく上で、年金とは別の財源でもって

> た。 続き対応していきたいと思っております。 ている方々の暮らしが安定していくように、引き こうした施策も含めて、障害基礎年金を受給し

○自石委員 これから下がっていただきたいと思います。

終わります。